

令和7年
5月

若木交番だより



小山警察署 若木交番 電話番号 0285-25-0570

自転車の安全で適正な利用の促進について
栃木県内では、令和6年中自転車に関する事故は人身事故の約4分の1を占めています。そのうち自転車の7割以上に何らかの法令違反があるため、自転車対策が喫緊の課題となっています。

自転車事故の状況（令和6年中）

発生件数	1066件（前年比+93）
死者数	7人（前年比 -2）
負傷者数 （うち重傷者数）	1052件（前年比+90） （166人）（前年比+24）



自転車に関する事故の当事者1085人のうち、高齢者が341人（31.4%）と最も多く、次いで高校生が218人（20.1%）であり、高齢者と高校生で過半数を占めています。

事故類型別では、自己転倒などの単独が438件（41.1%）と最も多く、次いで出会い頭が349件（32.7%）、右左折時事故が193件（18.1%）となっています。

自転車に乗るときの基本ルール「自転車安全利用五則」を守り、安全に利用しましょう。

～ 自転車に乗るときはヘルメットをかぶろう ～

自転車乗車中の交通事故で亡くなられた方の約半数は、頭部に致命傷を負っています。また、致死率は、非着用が着用比べて約1.7倍高くなっています。自分の命を守るためにも、自転車を利用する全ての方は、ヘルメットを着用しましょう。

ヘルメット着用有無別人身損傷主部位「頭部」構成率比較【令和2年～6年合計】



（注）自転車乗用中の死者・重傷者における人身損傷主部位が「頭部」であった者の構成率を比較した。

自転車に乗るときの基本ルール

自転車安全利用五則

- 1 車道が原則、左側を通行
歩道は例外、歩行者を優先
- 2 交差点では信号と一時停止を守って、安全確認
- 3 夜間はライトを点灯
- 4 飲酒運転は禁止
- 5 ヘルメットを着用